

保存版

保護者様

令和7年9月4日

大阪市立大正東中学校

校長 村瀬 香織

非常変災時の生徒の安全確保のために

春暖の候、保護者のみなさまには、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震および台風等変災時等の非常変災時における生徒の安全確保のために、次の通り措置いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前7時の時点で、次に掲げる様様及び規模の災害等が発生した場合には、学校を**臨時休業措置**とします。また、午前7時を過ぎて始業時刻(8時30分)までに、次に掲げる様様及び規模の災害等が発生した場合についても、**臨時休業措置**とします。

ア. 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ. 大正区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、警戒レベル3、警戒レベル4の発令があった場合。

ウ. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ. 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校園長の判断により臨時休業措置となります。

※学校の措置につきましては、その都度、「ホームページ」や「ミマモルメ」でも情報提供しています。